

横須賀市報

第1858号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

告 示

- ◇土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について..... 15093
- ◇指定障害児通所支援事業者の指定について..... //
- ◇指定居宅サービス事業者の指定について..... //
- ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について..... 15094
- ◇指定居宅介護支援事業者の指定について..... //
- ◇指定介護予防サービス事業者の指定について..... //
- ◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について..... //
- ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について..... //
- ◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について..... //
- ◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について..... 15095
- ◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について..... //
- ◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について..... //
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について..... //
- ◇青少年会館の一部の供用の休止について..... //
- ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退について..... //
- ◇除却広告物等の保管について..... 15096
- ◇指定管理者の所在地の変更について..... //
- ◇放置自転車等の移動について..... //

公 告

- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達..... 15097
- ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達..... //
- ◇債権差押調書の公示送達..... //
- ◇配当計算書の公示送達..... //
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達..... 15098

- ◇差押財産の公売に係る最高価申込者の決定について..... //
 - ◇不動産等の最高価申込者決定通知書の公示送達..... //
 - ◇住民票の職権消除について..... //
 - ◇建築協定変更書の縦覧について..... //
 - ◇農用地利用集積計画について..... //
- 上下水道局告示**
- ◇指定給水装置工事事業者の指定について..... //
 - ◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について..... 15099
- 選挙管理委員会告示**
- ◇横須賀市投票区中一部改正..... //

告 示

横須賀市告示第22号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和5年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

令和5年2月27日

横須賀市長 上地克明

- 縦覧の期間 令和5年4月1日から同年5月31日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時まで
- 縦覧の場所 横須賀市税務部資産税課

横須賀市告示第23号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和5年2月27日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年2月1日	Toiro大津	横須賀市大津町1丁目16番7号ピオモンテビル2階	児童発達支援	横浜市港北区新横浜二丁目6番地13 新横浜ステーションビル7階 アンダンテミライ株式会社 代表取締役 島山大志郎

横須賀市告示第24号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

した。

令和5年2月27日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年2月1日	ミモザヘルパーステーション横須賀	横須賀市追浜本町1丁目65番地5ヤマザキハイツ101号室	訪問介護	東京都品川区南品川二丁目2番5号 ミモザ株式会社 代表取締役 松本考二
同	訪問介護 いばしょ	横須賀市長沢2丁目10番36号	訪問介護	横須賀市長沢二丁目10番32号ラ・リブパートII 202 合同会社ゆないと 代表社員 齊藤直樹
同	よつ葉よこすか	横須賀市津久井2丁目2番51号和賀ビル1階	訪問看護	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江頭瑞穂

<p>横須賀市告示第25号 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。 令和5年2月27日</p>		<p>横須賀市長 上 地 克 明</p>		
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年2月1日	花物語よこすかナーシング	横須賀市長沢1丁目8番23号はるかぜハウス2階	認知症対応型共同生活介護	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江 頭 瑞 穂
同	花織よこすか	横須賀市長沢1丁目8番23号はるかぜハウス1階	複合型サービス	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江 頭 瑞 穂
<p>横須賀市告示第26号 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しました。 令和5年2月27日</p>		<p>横須賀市長 上 地 克 明</p>		
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年2月1日	ケアプラン結	横須賀市武2丁目2番11-604号	居宅介護支援	横須賀市武2丁目2番11-604号 合同会社ケアプラン結 代表社員 鈴 木 篤 子
<p>横須賀市告示第27号 介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定しました。 令和5年2月27日</p>		<p>横須賀市長 上 地 克 明</p>		
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年2月1日	よつ葉よこすか	横須賀市津久井2丁目2番51号和賀ビル1階	介護予防訪問看護	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江 頭 瑞 穂
<p>横須賀市告示第28号 介護保険法（平成9年法律第123号）第54条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定しました。 令和5年2月27日</p>		<p>横須賀市長 上 地 克 明</p>		
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年2月1日	花物語よこすかナーシング	横須賀市長沢1丁目8番23号はるかぜハウス2階	介護予防認知症対応型共同生活介護	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江 頭 瑞 穂
<p>横須賀市告示第29号 介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。 令和5年2月27日</p>		<p>横須賀市長 上 地 克 明</p>		
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年1月31日	はるかぜ訪問看護ステーション湘南長沢	横須賀市津久井2丁目2番51号和賀ビル1階	訪問看護	横須賀市長沢一丁目8番23号 株式会社インユアライフ 代表取締役 金 子 信 博
<p>横須賀市告示第30号 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。</p>				

令和5年2月27日	横須賀市長 上 地 克 明
-----------	---------------

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所 の所在地並びに代表者名
令和5年 1月31日	グループホーム はるかぜハウス	横須賀市長沢1丁目8番23号	認知症対応型共同生活介護	横須賀市長沢1丁目8番23号 株式会社インユアライフ 代表取締役 金子 信 博
同	看護小規模多機能型居宅介護 はるかぜハウス	横須賀市長沢1丁目8番23号	複合型サービス	横須賀市長沢1丁目8番23号 株式会社インユアライフ 代表取締役 金子 信 博

横須賀市告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和5年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所 の所在地並びに代表者名
令和5年 1月31日	はるかぜケアプランセンター湘南長沢	横須賀市津久井2丁目2番51号和賀ビル1階	居宅介護支援	横須賀市長沢1丁目8番23号 株式会社インユアライフ 代表取締役 金子 信 博

横須賀市告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
令和5年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所 の所在地並びに代表者名
令和5年 1月31日	はるかぜ訪問看護ステーション湘南長沢	横須賀市津久井2丁目2番51号和賀ビル1階	介護予防訪問看護	横須賀市長沢1丁目8番23号 株式会社インユアライフ 代表取締役 金子 信 博

横須賀市告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ

スの事業を廃止する旨の届出がありました。
令和5年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所 の所在地並びに代表者名
令和5年 1月31日	グループホーム はるかぜハウス	横須賀市長沢1丁目8番23号	介護予防認知症対応型共同生活介護	横須賀市長沢1丁目8番23号 株式会社インユアライフ 代表取締役 金子 信 博

横須賀市告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
令和5年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所 の所在地並びに代表者名
令和5年 2月1日	グループホームみなみ荘	横須賀市田浦港町無番地 トーヨーマリンハイム704	共同生活援助	横須賀市山科台5番13号 株式会社Bravery 代表取締役 白 浜 祐 樹

横須賀市告示第35号

横須賀市立青少年会館は、改修工事のため、令和5年3月15日から同年4月30日までの間、小会議室、和室及び学習室の供用を休止します。
令和5年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第36号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定により、次に掲げる医療機関から指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退がありました。
令和5年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

辞 退 年月日	名 称	所 在 地

令和5年 1月31日	はるかぜ訪問看護ステ ーション湘南長沢	横須賀市津久井2丁目2 番51号和賀ビル1階
---------------	------------------------	---------------------------

横須賀市告示第37号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和5年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除却年月日	保管期間
はり札等	4	安浦町2丁目及び富士見町1丁目地内	令和5年1月4日から同月31日まで	告示の日の翌日から起算して2週間

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定しま

す。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第38号

令和3年横須賀市告示第251号により指定した市営住宅等の指定管理者は、次のとおり所在地を変更しました。

令和5年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

変 更 前	変 更 後
横浜市中区日本大通33番地 一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 菅 家 龍 一	横浜市中区真砂町二丁目22番地 一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 菅 家 龍 一

横須賀市告示第39号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和5年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和5年1月5日から同月31日まで	台 46	台 0	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	3	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	27	1	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	1	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	3	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	新大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	17	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	2	1	Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	0	1	京急長沢駅周辺自転車等放置禁止区域	同
			追浜本町2丁目、浦郷町3丁目・5丁目、追浜町1丁目、長浦町1丁目・2丁目・5丁目、本町1丁目、日の出町2丁目、米が浜通2	

同	27	3	丁目、平成町2丁目、三春町1丁目・4丁目、根岸町4丁目、池田町4丁目、鴨居3丁目、東浦賀1丁目、内川1丁目、長沢1丁目、林5丁目、武5丁目、荻野及び佐島3丁目地内の道路	同
同	1	0	追浜駅第1自転車等駐車場	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	京急田浦駅自転車等駐車場	同
同	0	1	逸見駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	2	0	北久里浜駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	京急大津駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	2	0	新大津駅自転車等駐車場	同
同	1	0	浦賀駅第3自転車等駐車場	同
同	0	1	久里浜駅自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	Y R P野比駅第2自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
 - (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
 - (3) 移動費用
自転車 1台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

公 告

横須賀市公告第32号 （令和5年2月13日） 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年2月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
		6 月 分	令和4年7月29日
		7 月 分	令和4年8月31日

令和4年度	国民健康保険料	9 月 分	令和4年10月28日
		10 月 分	令和4年11月30日
		11 月 分	令和4年12月28日

（別紙略）

横須賀市公告第33号 （令和5年2月13日） 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年2月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和4年度	後期高齢者医療 保険料	11 月 分	令和4年12月28日

（別紙略）

横須賀市公告第34号 （令和5年2月14日） 掲 示 済

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年2月14日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第35号 （令和5年2月14日） 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年2月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第36号 (令和5年2月14日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年2月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第37号 (令和5年2月14日) 掲 示 済

令和4年横須賀市公告第204号による公売に係る公売財産（不動産）の最高価申込者を次のとおり決定したので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第2項の規定の例により公告します。

令和5年2月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第38号 (令和5年2月21日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、不動産等の最高価申込者決定通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年2月21日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第39号 (令和5年2月21日) 掲 示 済

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項後段の規定により公告します。

令和5年2月21日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第40号

建築協定条例施行規則（昭和47年横須賀市規則第42号）第2条の規定に基づき湘南国際村（横須賀市地区）建築協定の変更書が提出されたので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第2項において準用する同法第71条の規定により公告します。

その変更書及び関係図書は、次のとおり関係人の縦覧に供します。

令和5年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 縦覧期間 令和5年2月27日から同年3月28日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで
- 3 縦覧場所 横須賀市都市部建築指導課

横須賀市公告第41号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和5年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷字西原 547 番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 4 丁目 79 番地
永 野 隆 春
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 5 丁目 1 番 1 号
青 木 秀 和

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市芦名 1 丁目 667 番並びに佐島 3 丁目 1178 番 1、1178 番 2、1178 番 3 及び 1178 番 4
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井 1 丁目 16 番 5 号
長 谷 川 徹
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名 2 丁目 13 番 20 号
高 橋 吉 藏

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷字中ノ町 422 番、423 番及び 1174 番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井 5 丁目 17 番 2 号
原 田 靖 久
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市須軽谷 332 番地
斉 藤 時 子

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷字西原 552 番及び 553 番乙
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市須軽谷 374 番地
廣 川 公 一
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 5 丁目 530 番地
岸 善 夫

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第7号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和5年2月27日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
620	ジャパンネクストリテイリング株式会社	河北 裕 介	愛知県名古屋千種区内山三丁目31番20号今池Nビル4階	令和5年1月25日	令和10年1月24日

横須賀市上下水道局告示第8号

指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和5年2月27日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	届出年月日
561	株式会社アズクリエティブ	河北裕介	愛知県名古屋千種区内山三丁目31番20号今池NMビル4階	令和5年1月20日

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第1号（令和5年2月10日）
掲 示 済

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、横須賀市投票区（昭和50年横須賀市選挙管理委員会告示第87号）の一部を次のように改正します。

令和5年2月10日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山口道夫

別表第24投票区の項中「上町3丁目」を「富士見町3丁目上町3丁目」に、「佐野町1丁目のうち1番地から10番地まで」を「鶴が丘 佐野町1丁目」に改める。

別表第25投票区の項及び第26投票区の項を削る。

別表第27投票区の項中「汐見台」を「平和台 汐見台」に改める。

別表第52投票区の項中「2丁目（32番から81番までを除く。）」を「2丁目（72番から81番までを除く。）」に改める。

別表第53投票区の項を削る。